

香川県条例第 42 号

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和 59 年香川県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第 1

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第 14 条の 6 及び第 14 条の 7 の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第 14 条の 5 第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と、同条第 6 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100 分の 25 を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第 14 条の 6 及び第 14 条の 7 の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第 14 条の 5 第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」と、同条第 6 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100 分の 25 を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p> |

第 2

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第 14 条の 6 及び第 14 条の 7 の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第 14 条の 5 第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」と、同条第 6 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもののうち職務の複雑、困難及</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第 14 条の 6 及び第 14 条の 7 の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第 14 条の 5 第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と、同条第 6 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責</p> |

び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和3年4月1日から施行する。